

(第1面)

受付時に記入

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住所等は、個人が申請する場合は住民票のとおり記載すること
 法人が申請する場合は履歴事項全部証明書のとおり記載すること

和 年 月 日

- 積替え保管を「含む」又は「除く」の記載
- 特別管理産業廃棄物の種類の記載
- 有害物質が多い場合には別紙を使用しても構いません
- 更新許可申請の場合は、従前の許可証のとおり記載すること

申請者

310-8555

住所 茨城県水戸市笠原町978番6

氏名 茨城産廃株式会社

代表取締役 茨城 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 029-301-3033

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたこと、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>積替え保管を除く 廃酸 (pH2.0以下のものに限る。), 廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。), 廃石綿等, 感染性産業廃棄物, 汚泥 (六価クロム化合物を含むものに限る。) 以上5種類</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 茨城県水戸市笠原町978番6 電話番号 029-301-3033 事業場 茨城県水戸市笠原町978番25 電話番号 029-301-7100</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>ダンプ〇〇台, 清掃車〇〇台, 冷蔵冷凍車〇〇台 オープンドラム缶〇〇個, 廃石綿専用袋〇〇個 ケミカルドラム缶〇〇個, ペール缶〇〇個</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>なし</p>
<p>※事務処理欄</p>	

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	栃木県	00900※※※※※※
	群馬県	01000※※※※※※
	千葉県	申請中 (〇〇年〇〇月〇〇日申請)

申請者(個人である場合)

(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍所
	男・女		

(法人である場合)

(ふりがな)名称	住	履歴事項全部証明書の記載のとおり
いばらきさんばいかぶしがいしゃ 茨城産廃株式会社	茨城県水戸市笠原町978番6	

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍所
	男・女		
	男・女		
	男・女		

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍所
いばらき たるう 茨城 太郎	男・女	昭和11年1月11日	茨城県水戸市笠原町978番6
		代表取締役	同上
いばらき じろう 茨城 次郎	男・女	昭和22年2月22日	茨城県土浦市真鍋5丁目17番26号
		取締役	同上
いばらき はなこ 茨城 花子	男・女	昭和33年3月3日	茨城県常陸太田市山下町4119番地
		監査役	茨城県筑西市二木成615
	男・女		

住民票の記載どおり記入

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	1,000株		出資の額	1,000万円
(ふりがな)氏名又は名称	性別	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍
			割合	住所
いばらき たるう 茨城 太郎	男・女	昭和11年 11月11日	500株	茨城県水戸市笠原町978番6
			50%	同上
みと かずお 水戸 一男	男・女	昭和44年 4月4日	300株	茨城県銚田市銚田1367番地の3
			30%	茨城県水戸市三の丸
かぶしきがいしゃ 株式会社 いばらきしょうかい 茨城商会	男・女	代表取締役 〇〇〇〇	200株	
			20%	茨城県水戸市笠原町978番25
	男・女			
	男・女			
	男・女			

法人にあつては履歴事項
全部証明のとおり記載

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所
	男・女		

政令6条の10に規定する
使用人がある場合記載

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画概要書

1. 事業の全体計画(変更許可申請に時には変更部分を明確にして記載すること)

現在、当社は貨物運送業を営んでおりますが、顧客からの要望により特別管理産業廃棄物の収集運搬事業を行いたく、今回許可の申請をいたします。

収集運搬業に当たっては廃棄物処理法等を遵守し、顧客から指定された運搬先まで特別管理産業廃棄物の運搬を行います。

具体的な排出事業者の名称及び所在地
(代表的なもの1つで可。番地含む)を
記載すること。

2. 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量

	産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月 又は m ³ /月)	性状	予定排出事業者の名称及び所在地	種類又は保管場所の所在地 (預け入れ又は保管場所の所在地)	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃酸	5t/月	液状	(株)〇〇産業 茨城県土浦市 〇〇21	なし	(株)〇〇興業 茨城県筑西市 〇町123
2	廃アルカリ	5t/月	液状	(株)〇〇産業 茨城県土浦市 〇〇21	なし	(株)〇〇環境 茨城県ひたちなか市〇町35
3	廃石綿	5t/月	固形	(株)〇〇建設 茨城県日立市 〇〇22	なし	(株)〇〇環境 茨城県ひたちなか市〇町35
4	感染性産業廃棄物	5t/月	固形	〇〇総合病院 茨城県日立市 〇〇22	なし	(株)〇〇環境 茨城県ひたちなか市〇町35
5	汚泥	5t/月	泥状	(株)〇〇工業 茨城県水戸市 〇〇23	なし	(株)〇〇環境 茨城県ひたちなか市〇町35
6						
7						
8						
9						
10						

具体的な処分業者等の名称及び施設所在地(番地含む)を記載すること。

備考 取扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両

車検証のとおり記載し、「ユニック車」のような表記はしないこと。

車両番号	車種	登録番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	水戸 100 あ 11-11	3,800	(所有者) 茨城産廃株式会社	
2	冷蔵冷凍車	土浦 100 い 22-22	8,000	(所有者) 株式会社光圀リース (使用者) 茨城産廃株式会社	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9	船舶 (タンク船)	第〇〇-〇〇〇 号	6,000	-	第〇〇丸
10					

感染性産業廃棄物を運搬する場合には、冷蔵冷凍車等を用意してください。

運搬車両の賃貸借契約書や使用承諾書等が必要になる例としては、次のようなものがあります。
(なお、新規許可申請時のみ必要です。)
①自動車検査証の使用者の氏名又は名称が申請者と異なる場合(申請者が法人の場合には、役員個人が使用者である場合も含む)
②自動車検査証の使用者の氏名又は名称が「**」となっており、かつ、所有者の氏名又は名称が申請者と異なる場合

船舶検査証のとおり記載してください。

事務所の所在地

茨城県水戸市笠原町978番6

駐車場の所在地

茨城県水戸市笠原町978番6

特別管理産業廃棄物の収集運搬に容器を用いる場合には、記載漏れがないようにしてください。

(2) その他の運搬施設

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
ケミカルドラム缶	廃酸, 廃アルカリ	〇〇リットル	
ペール缶	感染性産業廃棄物	〇〇リットル	

(3) 積替施設又は保管施設の概要

①所在地

茨城県筑西市〇〇町 1 2 3 4 5

②保管する産業廃棄物の種類及び保管数量

廃油, 廃酸, 廃アルカリ

〇〇m²

※積替施設又は保管施設がない場合は該当がない旨を記載。

積替保管施設の詳細について記すこと。
積替保管施設を有しない場合は, その旨を記す

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途，収集運搬業務を行う時間，休業日及び従業員を含む。）

(1) 車両毎の用途

ダンプ：汚泥（オープンドラム缶を使用），廃酸（ケミカルドラム缶を使用），廃アルカリ（ケミカルドラム缶を使用），廃石綿等（廃石綿専用袋を使用）

清掃車：汚泥，廃酸，廃アルカリ

冷蔵冷凍車：感染性産業廃棄物（ペール缶を使用）

(2) 収集運搬を行う時間

月曜日から金曜日午前9時から午後5時まで

(3) 休業日

土日，祝祭日

車検証の備考欄に「積載物は，土砂等以外のものに限る。」とある車両については，「汚泥」「鉱さい」「がれき類」の収集運搬車両として使用しないこと。

従業員数内訳

役員や他の従業員を兼任している場合には，括弧書き等でその旨が分かるように記載すること。

令和〇〇年〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役，顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3 人	0 人	0 人	(役員1人兼任) 2 人	5 人	5 人	営業 5 人	19 人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置，積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

飛散・流出防止対策

運搬に際しては，荷台をシートで覆い，ロープで固定する。

汚泥：清掃車又はオープンドラム缶を使用する。

廃酸，廃アルカリ：清掃車又はケミカルドラム缶を使用する。

廃石綿等：廃石綿専用袋で二重梱包する。

感染性産業廃棄物：ペール缶を使用する。

悪臭対策

臭いの発生するものについては，清掃車又はオープンドラム缶を使用し，密閉して運搬することで，悪臭が外部に漏れることを防止する。

その他

運搬に際しては，特別管理産業廃棄物の収集・運搬基準を遵守する。

個々の産業廃棄物の特性に合わせた取扱い方法を運転手に周知する。

車両及び容器は洗車，清掃を行い清潔に保つ。

交通法規を遵守する。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

積替保管は行わない。

(3) その他

なし

運 搬 車 両 の 写 真

自動車登録番号又は車両番号	水戸 100 い 1000				
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 ・写真はカラーとすること（画像データをカラー印刷したものも可） ・脱着装置式コンテナ専用車の場合はコンテナを積載した状態の写真を添付すること ・トラクタ、セミトレーラについては各1台として提出すること（ナンバープレートが確認できる形で撮影すること）。 				
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること。 ・不正改造車両（さし枠等）を使用しないこと ・脱着装置式コンテナ専用車の場合はコンテナを積載した状態の写真を添付すること ・写真はカラーとすること（画像データをカラー印刷したものも可） <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬業」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> </div>				
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">撮影</td> <td style="padding: 2px 10px;">年</td> <td style="padding: 2px 10px;">月</td> <td style="padding: 2px 10px;">日</td> </tr> </table>		撮影	年	月	日
撮影	年	月	日		

運 搬 船 舶 の 写 真

船 名	
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・船舶の前面（真正面）を撮影すること。・写真はカラーとすること（画像データをカラー印刷したものも可）
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・船舶の側面（真横）を撮影すること。・写真はカラーとすること（画像データをカラー印刷したものも可） <p>撮影 年 月 日</p>

運 搬 容 器 の 写 真

運搬容器等の名称	コンテナ	用途	木くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）
----------	------	----	---

注意事項

- ・ 容器の全体が写るように撮影すること
- ・ 蓋付きの容器の場合には、蓋や留め金が見えるように撮影すること
- ・ 実物を撮影すること
- ・ 同じ容器が複数ある場合には、そのうちの1つを撮影すること

撮影	年 月 日
----	-------

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
----------	---------	----	---------------------

注意事項

- ・ 容器の全体が写るように撮影すること
- ・ 蓋付きの容器の場合には、蓋や留め金が見えるように撮影すること
- ・ 実物を撮影すること
- ・ 同じ容器が複数ある場合には、そのうちの1つを撮影すること

撮影	年 月 日
----	-------

主たる事務所の付近の見取図

所在地 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

所在地の住所を
記載すること

見取図

- ・住宅地図の貼付でも可
 - ・インターネットから入手した地図の貼付でも可
 - ・複数の主たる事務所がある場合はそれぞれの見取図を貼付すること
 - ・事務所，事業所の近くに目印となる建物等がある場合は名称を記載すること

駐車場付近の見取図

所在地 茨城県水戸市笠原町 978 番 25
面積 500 m²
面積

土地登記簿や賃貸借契約書の地番と住居表示が異なる場合には、括弧書き等で併記すること。

所在地の住所及び面積を記載すること

見取図

- ・住宅地図の貼付でも可
- ・インターネットから入手した地図の貼付でも可
- ・車庫が複数ある場合はそれぞれの見取図を貼付すること
- ・事務所、事業所の近くに目印となる建物等がある場合は名称を記載すること

駐車場内配置図

注意事項

- ・車庫内部の配置図を記載すること
- ・入り口、建屋などがあれば記載すること
- ・車庫が複数ある場合はそれぞれの配置図を貼付すること
- ・駐車スペースを四角等で分かるように記入すること（車両台数分）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法			
内 訳	金 額 (千円)		
事業の開始に要する資金の総額	25,000		
土地	購入費 5,000		
事務所1	造成費 2,500	建設費 5,000	
事務所2	造成費 1,500	建設費 3,000	
収集運搬車両	購入費 2,000		
積替保管施設	造成費 2,000	建設費 4,000	
調 達 方 法	自己資金	5,000	
	借入金	20,000	
	その他	※すでにある施設を用いるため、新たな資金は要しない。	
	増資		
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること			

新たに資金を必要としない場合は「その他」に理由を記載してください。

資産に関する調書（個人用）

令和 年 月 日現在

資産の種別	内容	数量	価格, 金額(千円)
現金預金	定期預金		3, 000
有価証券	株式	1, 000株	100
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地	自宅宅地 駐車場土地	110㎡	20, 000
建物	自宅	1棟	12, 000
備品			
車両	ダンプ	1台	3, 000
その他			
資 産 合 計			38, 100
負債の種別	内容	数量	価格, 金額(千円)
長期借入金			19, 000
短期借入金			500
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 合 計			19, 500

産業廃棄物処理業に直接の関係ない資産や負債についても記載すること。
 例：建設業でのみ使用している車両
 住宅ローン等の借入金

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者の住所
氏名等を記載
すること

申請者

住 所 茨城県水戸市笠原町978番6

氏 名 茨城産廃株式会社

代表取締役 茨城 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

茨城県知事 大井川 和彦 殿

申請者名 ()

1 損失の理由及び改善計画書

2 五カ年の収支計画書

単位：

会計年度	(直前3期分の実績)			(五カ年の収支計画)					
売上高									
売上原価									
販売費及び 一般管理費									
営業利益									
営業外収益									
営業外費用									
経常利益									
特別利益									
特別損失									
法人税充当額									
当期純利益									

直前期の繰越利益剰余金

円

※ 損失の理由及び改善計画書、五カ年の収支計画書は、特定の条件に該当した場合のみ提出が必要となります。

詳細については、許可申請書及び添付書類についてのご案内をご確認ください。

<経理的基礎に係る書類の作成上の留意点>

- 損失の理由について
 - ・ 損失が発生した会計年度，理由及び金額等について具体的に記入してください。
 - ・ 特別損失（貸倒損失，固定資産売却損等）による場合は，当該特別損失が発生した会計年度，理由及び金額等を記入してください。また，今後の発生の見込みを記入してください。

 - 改善計画について
 - ・ 直前期の実績を踏まえて，講じる改善計画の内容を具体的に記入してください。
 - ・ 例えば，経費削減であれば，削減する経費の費目，削減金額，削減の方法等を具体的に記入してください。「経営努力により諸費用を削減する」というような抽象的な説明は避けてください。
 - ・ 負債の内訳に役員からの借入れがある場合には，確定申告に使用した借入金の内訳書の写しを添付し，具体的な借入額を記入してください。

 - 五カ年の収支計画書について
 - ・ 直前3期分の実績は，直前3期分の損益計算書の内容から記入してください。
 - ・ 直前期の繰越利益剰余金は，直前期の貸借対照表に記載された額を記入してください。
 - ・ 単位については，「円」「千円」など適宜記入してください。
 - ・ 直前3期分の実績と五カ年の収支計画が大幅に乖離している場合には，別途説明資料の提出を求める場合があります。
 - ・ 売上高は，売上高の合計額だけでなく，産業廃棄物処理業，その他主要事業の売上高の内訳についても記入してください。
 - ・ 売上原価は，合計額だけでなく，主要な費目，削減予定の経費の内訳についても記入してください。
 - ・ 販売費及び一般管理費は，合計額だけでなく，主要な費目，削減予定の経費についても記入してください。
 - ・ 様式の行数が不足する場合には，適宜行を追加して使用してください。
- ※ 債務超過が多額であり，かつ，直前3年間の実績，損失の理由及び改善計画の内容を踏まえ，経理的基礎を有していることが確認できない場合等は，更なる追加書類を提出していただく場合があります。ご不明な点がある場合には，廃棄物対策課宛，事前にお問い合わせください。